

島根県電子入札運用基準(受注者用)(案)

【建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務等】

平成21年4月1日

島根県

島根県電子入札運用基準

この基準は、電子入札を円滑かつ適切に運用できるよう、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）、島根県建設工事等入札執行要領、島根県建設工事一般競争入札執行要領、島根県建設工事簡易型一般競争入札執行要領、島根県建設工事総合評価方式実施要領、その他の法令に定めるもののほか、電子入札の事務処理に関し必要な事項を定めたものです。

(用語の定義)

第 1 この基準において用いる用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 電子調達システム 島根県が発注する建設工事等の入札等の事務手続きをインターネットを利用して行うシステム
- (2) 電子入札 電子調達システムにおいて、電磁的記録の送受信により入札手続きを行う入札等
- (3) 紙入札 紙に記録した入札書を使用して行う入札
- (4) ICカード 電子認証事業者が発行する電子的な証明書を格納しているカード
- (5) 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電子文書
- (6) 電子くじ 入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、電子調達システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組み
- (7) 入札情報サービス（PPI） 入札に係る、公告、仕様書等、及び入札結果等に係る情報をインターネット上で行うサービス
- (8) 入札執行者 島根県建設工事等入札執行要領第 2 条に規定する者
- (9) 入札事務担当者 島根県建設工事等入札執行要領第 3 条に規定する者

利用者登録等

(利用者登録)

第 2 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格者名簿又は測量、建設コンサルタント業務等の契約競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）が、電子入札を利用するときは、電子調達システムに利用者登録をしなければ電子入札による入札に参加することができません。

2 利用者登録の内容は、入札参加資格認定時に通知された登録番号、企業情報、代表窓口情報、ICカード利用部署情報等とします

3 電子調達システムに利用者登録をした者は、登録した内容に変更が生じた場合には、島根県建設工事競争入札参加資格審査要綱の規定に基づく変更の届出と併せて、直ちに電子調達システムへ変更内容の登録を行ってください。

(電子入札に使用する IC カード)

第3 入札参加者が電子調達システムへの利用者登録申請を行うことができるICカードは、次に該当するものでなければなりません

- (1) 有資格者名簿に登録されている商号又は名称で登録されたICカードに限ります
- (2) 入札参加者が経常的に構成される共同企業体の場合は、代表構成員の商号又は名称で取得したICカードに限ります
- (3) 入札参加者が、特定の入札案件に対して構成される共同企業体の場合は、代表会社のICカードとします、特定JVの応札にあたっては、特定JVの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限の委任状(様式1)の提出を求めます

(ICカードの不正使用)

第4 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めません。

- 2 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行いません。
- 3 契約締結後に不正使用等が判明した場合には、工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断します。

(紙入札への変更)

第5 特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、切り替え以降は電子調達システムは利用しないこととなります。

(紙入札の承認)

第6 次の各号に該当する場合に限り、紙入札方式参加承認願(様式1)を提出して発注者が承認した場合に限り、電子入札から紙入札へ変更することができます。

- (1) WTO対象案件において、紙入札を希望する場合(すべての入札者を紙入札とすることも可能)
 - (2) 電子認証局が発行した電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請(準備)中の場合
 - (3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生した場合
- 2 電子入札の手続き開始後、前項に該当し入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、入札締め切り通知書発行までの間で、次の各号に該当する場合に限り、当該入札参加者について紙入札を認めるものとする。
- (1) 電子調達システムに障害が発生し、復旧が入札書提出締め切りに間に合わない場合

- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合
 - (3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生した場合
 - (4) その他やむを得ない事由があると認められる場合
- 3 紙入札への変更が認められた場合は、入札書以外の提出書類を提出期限までに持参又は郵送してください。
- 4 入札書は開札日時に持参し、開札に立ち会ってください。入札者以外の方が入札書を持参し開札に立ち会う場合は、委任状を提出してください。

(資料の提出等)

第7 提出する競争参加資格確認資料、技術提案資料、工事費内訳書等(以下「提出資料」という。)については、原則として電子ファイルとします。

- 2 電子ファイルを添付する場合は、原則として書き換えのできないPDF (Acrobat9 以下のもの) により作成してください。PDF 以外の電子ファイルとする場合は、次の電子ファイルの形式により作成することとします。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word (注)	Word2003 形式以下のもの
Microsoft Excel (注)	Excel2003 形式以下のもの
その他のアプリケーション	画像ファイル (TIFF、JPEG 及び GIF 形式) その他発注機関が認めた型式

(注) Word、Excel については、PDF に変換することが望ましい。

(注) 各提出資料は、一括してPDFファイルとするなど、可能な限り添付ファイル数を減らすこと。ただし、工事費内訳書については単独ファイルとし、表紙に商号又は名称及び代表者名を表示するものとする。

(注) 各資料への代表者印等の押印は要しない。

(注) 資料提出にあたっては、誤った資料を添付することのないよう十分に留意すること。

- 3 提出資料に係る電子ファイルを圧縮する場合は、LZH 又は ZIP 形式によるものとし、自己解凍方式 (「 *.exe 」 等のファイル) は認めません。
- 4 入札参加者から提出された資料等へのウィルス感染が判明した場合は、次により対応します。
- (1) ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議します。
 - (2) 関係書類がウィルスに感染しており、郵送等の再提出が行われなかった場合は、その関係書類は「不備があるもの」として取り扱いますのでご注意ください。

(郵送等による資料の提出)

第8 入札参加者は、競争参加資格確認資料、技術提案資料、工事費内訳書（以下「提出資料」という。）等が次のいずれかに該当するときは、提出資料を郵送等により提出してください。この場合、3に示す内容を記載したテキストファイル等を電子調達システムにより提出する競争参加資格確認申請書に必ず添付してください。

- (1) 提出資料に係る電子ファイルの合計の容量が3MBを超える場合
- (2) 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が郵送等による提出を指示したもの

2 提出資料の一部に前項各号に掲げるものを含む場合には、提出資料の全てを一括して郵送等により提出してください。

3 提出資料を郵送等で提出する場合、電子調達システムにより下記の内容を記載した書面を必ず添付するとともに、送付する提出資料に競争参加資格確認申請書の内容確認画面の写しを同封してください。

- (1) 郵送する旨の表示
- (2) 郵送する書類の目録
- (3) 郵送する書類のページ数
- (4) 発送年月日
- (5) 提出する資料を記録したCD-R等書き換えのできない電子媒体（ウイルス感染があることが判明した場合を除く。）

4 郵送等の締切（必着とする。以下同じ。）は、電子調達システムの入札締切日と同一です。また郵送等にあっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用してください。入札担当者が提出資料を受領したときは、電子調達システムにより受付票の発行を行います。

一般競争入札（全ての総合評価方式を含む。）

(競争参加資格確認申請書等の提出)

第9 一般競争入札（全ての総合評価方式を含む。以下同じ。）に参加しようとする者は、電子調達システムにより競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を提出してください。ただし、提出資料を郵送等により提出する場合を除きます。

2 総合評価方式の場合は、前項の資料等の提出時に、電子調達システムにより技術提案資料を併せて提出してください。ただし、第8の規定により提出資料を郵送等により提出する場合を除きます。

4 入札事務担当者は、提出された競争参加資格確認申請書等の確認を行い不足資料や、修正等の必要がない場合は、電子調達システムから競争参加資格確認申請書受付票を発行します。

5 発行された競争参加資格確認申請書受付票は印刷等により保管しておいてください。

(入札説明書・調達案件内容等に対する質問回答)

第 10 入札説明書・調達案件内容等に対する質問は、電子調達システムにより受け付けます。

2 質問に対する回答は、電子調達システムにより行うとともに、速やかに入札情報サービスに掲載します。

(競争参加資格確認通知書の発行)

第 11 入札執行者が、提出された資料等により競争参加資格の有無を確認したときは、電子調達システムにより競争参加資格確認通知書を発行します。ただし、総合評価方式の簡易型及び特別簡易型である場合は、競争参加資格確認通知書は発行されますが、競争参加資格の確認は開札後に行います。

2 紙入札での入札参加者に対しては、競争参加資格確認通知書電送等により通知します。

3 入札参加者は、電子調達システムから発行される、競争参加資格確認通知書を印刷等により保管しておいてください。

(入札)

第 12 総合評価方式を除く一般競争入札においては、競争参加資格が有る旨の競争参加資格確認通知書を発行された者でなければ、入札書を提出することはできません。

簡易型一般競争入札

(競争参加資格確認申請書の提出等)

第 13 簡易型一般競争入札に参加を希望する場合は、入札書を提出するための手続きとして、電子調達システムの競争参加資格確認申請書の添付資料として、資格確認資料等を提出する必要があります。

2 電子調達システムから発行された、競争参加資格確認申請書受付票により提出を確認してください。

3 入札参加者は、電子調達システムから発行される、競争参加資格確認申請書受付票を印刷等により保管しておいてください。

(入札)

第 14 簡易型一般競争入札においては紙入札による参加を承認された者を除き、入札書受付開始期日までに電子調達システムにより競争参加資格確認申請及び資格確認資料を提出し、競争参加資格確認申請書受付票を発行された者でなければ、入札書を提出することができません。

指名競争入札

(指名競争入札の通知等)

第 15 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、電子調達システムにより入札に参加させようとする者に対して、指名通知書を送信します。

2 入札参加者は、電子調達システムにより指名通知書を受信したときは、速やかに受領確認書を送信してください。

随意契約

(見積依頼通知等)

第 16 随意契約により契約を締結しようとするときは、電子調達システムにより見積に参加させようとする者に見積依頼通知書を送信します。

2 見積参加者は、電子調達システムにより見積通知書を受信したときは、速やかに受領確認書を送信してください。

入札書の提出

(入札書の提出)

第 17 電子入札による入札(見積を含む。以下同じ)参加者は、入札書(見積書を含む。以下同じ。)受付締切日時までに電子調達システムにより入札書を提出してください。なお、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

2 工事費内訳書の提出を求められた工事については、入札書を提出する際に工事費内訳書を添付してください。

3 入札書受付締切日時を経過した後は、入札書を提出することはできません。

(入札の辞退)

第 18 入札参加者は、入札書受付締切日時前であれば、いつでも電子調達システム等により辞退届を提出して入札を辞退することができます。ただし、入札書を提出した後は辞退することはできません。

2 入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過したときをもって、辞退があったものとみなします。なお、辞退とみなされたことについて、異議を申し立てることはできません。

(入札締切通知書の発行)

第 19 入札締切日時が到来したときは電子調達システムにより、入札参加者に対して入札締切通知書を発行します。

開札等

(開札等)

第 20 開札日時に至ったときは、遅滞なく開札の手続きを開始し、紙入札業者がある場合には、入札執行者の入札執行の宣言後、入札書等を提出させ、当該入札書の入札金額を電子調達システムに登録した後、開札を行います。

3 電子入札において、開札に立ち会うことができるのは、電子入札による参加者で希望するもの、及び紙入札による入札書を持参した入札者又はその代理人とします。この場合において、当該入札者が代理人により入札書を持参させ開札に立ち合わせるときは、委任状を提出してください。

4 前項の規定にかかわらず、いずれの入札者も開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員（以下「立会担当職員」という。）を立ち合わせるものとします。

(落札決定の保留)

第 21 落札候補者があり、落札決定を保留する必要があるときは、落札決定の保留を確認した上で、電子調達システムにより全ての入札参加者に対して保留通知書を発行します。

(再度入札等)

第 22 予定価格の事前公表を行わない案件で、第 1 回、又は第 2 回の入札において予定価格の範囲内で有効な入札がなく再度入札を行う場合、入札執行者は電子調達システムにより再入札通知書を入札参加者全員に発行します。

2 再度入札の受付時間は当初開札時間の 20 分から 30 分後を標準として設定するものとします。

(開札状況等に係る情報提供)

第 23 開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には必要に応じ作業状況の登録を行い、電子調達システムにより入札者へ情報提供を行います。

(落札決定等)

第 24 落札者を決定したときは、入札執行者及び立会担当職員は、落札を確認した上で、電子調達システム上で署名を行い、落札者決定通知書を発行します。

2 落札者は、落札決定通知書を印刷のうえ発注者に持参し、契約手続きを行ってください。

(電子くじ)

第 25 落札となるべき同価格の入札をした者又は総合評価方式による総合評価値が最高

の者（以下「くじ対象者」という。）が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、次のとおり対応します。

（1）くじ対象者が、全て電子入札で参加している場合は、入札書提出時に表示される入札書受信確認通知に記載されたくじ番号（ ）により電子くじを実施し落札者を決定した後、前条第1項により落札決定通知書を発行します。

（くじ番号は、入札参加者が入力した任意の番号に入札書の受付時刻の秒の部分を加算して決定したもの）

（2）くじ対象者が、電子入札と紙入札で参加している場合は、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額・実施日時・実施場所を明記した保留通知書を電子調達システムにより当該入札参加者全員に通知し、くじ引き実施し落札者を決定した後、前条第1項により落札決定通知書を発行します。

（3）くじ対象者が、全て紙入札で参加している場合は、保留通知書を送信することなく、その場でくじ引きを実施のうえ落札者を決定し、落札決定通知書の発行を行うものとします。

（低入札価格調査）

第26 低入札調査基準価格を設定した入札において、当該低入札調査基準価格を下回る入札があった場合には、電子調達システムの進捗状況欄に最低価格入札者名、入札金額及び落札を保留する旨を記載し、入札参加者に通知します。

2 低入札価格調査を実施し落札者を決定したときは、電子調達システムにより落札者決定通知を発行します。

（入札締切日時の延期等）

第27 入札参加者側の障害により電子入札ができない場合は、直ちに入札執行者等に連絡してください、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行います。

2 調査確認の結果、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行います。

（1）天災

（2）広域・地域的停電

（3）プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

（4）その他、時間延長が妥当であると認められた場合（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

3 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を電子調達システムにより送信する（送信できない場合は、電話等に対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書

が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信します（送信できない場合は、電話等に対応します。）

第 28 発注者側の障害が発生した場合、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更します。

2 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信します（送信できない場合は、電話等に対応する。）

（入札の延期、取り止め）

第 29 やむを得ない事由が生じたこと等により、入札を延期、または取り止める場合、入札執行者は電子調達システムにより日時変更通知、又は入札中止通知書を発行します。

2 前項の場合で、通信障害等により電子調達システムによる通知が困難な場合は、電話等の方法で通知します。

（不落随契）

第 30 落札者がいない場合の不落随契への移行時は、電子調達システムにより見積依頼書を発行します。

（受任者との契約締結等）

第 31 代表者の IC カードにより入札等を行い落札した場合には、代表者又は代表者から委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結します。

2 受任者の IC カードにより入札等を行い落札した場合には、原則として、当該入札をした受任者又は代表者と契約を締結します。

（電子入札における帳票）

第 32 電子調達システムの仕様によって発行された書類は、各入札執行要領等に定める所定の様式に従って作成された書類とみなします。

（電子調達システムの運用時間）

第 33 電子調達システムの運用時間は、島根県の休日定める条例（平成元年 3 月 25 日島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとします。

様式 1

紙入札方式参加承認願

1. 発注件名
2. 電子調達システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

発注者 県土整備事務所長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

上記について承認します。
については、入札書等を下記のとおり持参してください。

記

- 1 入札書提出日時 平成 年 月 日 時 分までに持参すること。
- 2 入札書等提出場所 県土整備事務所 契約業務グループ

平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

発注者 事務所長 印